



愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示

愛媛労働局一般公示第8号

令和7年10月21日愛媛地方最低賃金審議会から愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、愛媛県の区域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和7年11月5日までに愛媛労働局長あて（松山市若草町4番地3）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年10月21日

愛媛労働局長 常盤 剛史

記

愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の
改正決定に係る愛媛地方最低賃金審議会の意見の要旨

愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のように定めること。

愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 次の業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材（木ぎ装を除く。）の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務
 - ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1, 136円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月25日指定